

ソウル高等法院

第 12 民事部

判 決

事 件	2014나58979
原告,被控訴人	別紙原告目録記載の通り 原告ら訴訟代理人 法務法人ヘマル 担当弁護士 キム・セウン
被告, 控訴人	株式会社不二越 日本国富山市不二越本町1丁目1番1号 代表取締役 本間博夫 訴訟代理人弁護士 ホ・ヨンポム
第 1 審判決	ソウル中央地方法院 2014年10月30日宣告 2013가합11596判決
弁論終結	2018年12月21日
判決宣告	2019年1月18日

主 文

- 1 被告の原告らに対する控訴をすべて棄却する。
- 2 原告 X30、X31、X32、X33、X34、X35、X36、X37、X38、X39 の受継により第 1 審判決中亡 X4、X12、X13 に関する部分は次のとおり変更された。
被告は原告らに対し別紙原告別請求金額及び認容金額表の認容金額欄記載の各該当金額及びこれに対する 2014年8月28日から 2014年10月30日までは年5%、その翌日から支払済みまで年20%の各割合による金員を支払え。
- 3 控訴費用は被告の負担とする。

請求の趣旨及び控訴の趣旨

1 請求の趣旨

被告は原告らに対し別紙原告別請求金額及び認容金額表の請求金額欄記載各該当金額及びこれに対する X30、X31、X32、X33、X34、X35、X36、X37、X38、X39 に対しては 2014年8月28日から 2014年10月30日までは年5%、その翌日から支払済みまで年20%の各割合による金員を支払い、その余の原告らに対しては本件訴状副本送達の翌日から支払済みま

で年20%の割合による金員を支払え（原告X30、X31、X32、X33、X34、X35、X36、X37、X38、X39は当審において遅延損害金請求を減縮した）。

2 控訴の趣旨

第1審判決中被告敗訴部分を取消し、その取消部分に該当する原告らの請求をすべて棄却する。

理 由

1 基礎事実

ア 当事者の地位

- 1) 原告X1、X2、X3、X5、X6、X7、X8、X9、X10、X11と亡X4、X12、X13、A、B、C、Dは1922年頃から1932年頃までの間に韓半島で出生した韓国人である（以下彼らを「原告ら」という）。
- 2) 被告は1928年頃日本国富山市で設立され金属熱処理、工業用材料生産及び加工業等を運営していた会社（当時の会社名は「不二越鋼材工業株式会社」であった）として、1944年1月18日頃日本の軍需会社に指定され、1944年頃から1945年頃まで軍需品である軸受、特殊鋼等を生産した

イ 日本の韓半島侵奪と強制動員等

- 1) 日本は1910年8月22日に大韓帝国との間に韓日合併条約を締結した後、韓半島を支配した。日本は1931年に満州事変、1937年に日中戦争を引き起こして次第に戦時体制に入り、1941年には太平洋戦争まで引き起こした。
- 2) 日本はこれらの戦争により労働力及び物資が不足すると、1938年4月1日「国家総動員法」を、1939年7月8日国民徴用令を制定・公布し、1942年には「朝鮮人労務者活用に関する方策」と「朝鮮人内地移住斡旋要綱」を制定して韓半島において官斡旋方式の労務動員計画を実施した。日本は1944年8月8日には閣議において「半島人労務者移入に関する件」を決議して特殊技能の保有の有無に関係なく一般韓国人を対象とする徴用を実施した。
- 3) 日本は1943年9月13日に「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」を決議し、1944年3月18日「女子挺身隊制度強化方策要綱」を決議して、国民登録者である女子を女子挺身隊に組織して必要な業務への協力を命ずることを可能にした。日本は1944年6月21日の閣議で「女子挺身隊受入側措置要綱」を決議し、同年8月23日、「女子挺身勤労令」を公布してこれを韓半島でも同時に施行した。上記の「女子挺身隊制度強化方策要綱」及び「女子挺身勤労令」には「特に志願をした者は挺身隊員とす

ることを妨げない」と規定していた。これにより国民登録者ではない者も女子勤労挺身隊員になることができ、韓半島では志願という形式で勤労挺身隊員募集が行われた。勤労挺身隊募集は官の積極的な介入や新聞広告、記事を通じた募集、学校や団体を通じた募集の方法により行われた。特に国民学校の担任教師や学校長がその学生や卒業生を対象に志願を強要したり家庭訪問をして説得する方式で行われることが多かった。このような方式で募集された勤労挺身隊員は被告を始めとして、三菱工業株式会社名古屋航空機製作所道德工場、東京麻糸紡織株式会社沼津工場などの軍需工場に動員された。

ウ 亡A、B、C、X4、X12、X13と原告X1、X2、X3、X5、X6、X7、X8、X9、X10、X11の勤労挺身隊志願

- 1) 原告X1は1929年6月22日麗水で出生し、※山※※に創氏改名した。同原告は1945年3月頃麗水西国民学校6学年在学中(当時15歳)、担任教師から「勤労挺身隊に行けば金を稼げるし、仕事が終わった夜間には学校にも行ける」という趣旨の話を聞いた。同原告はその頃郡庁の職員から勤労挺身隊に参加するよう勧誘を受け、「勤労挺身隊に行けば勉強できて金も稼げる。安全な所だから心配いらない。仕事の内容は飛行機の塗装や掃除のような簡単な作業だ」との趣旨の話を聞いた。そこで同原告は勤労挺身隊に志願し、1945年3月頃韓半島を発ち、1945年10月頃に帰国するまで被告の富山工場(以下「本件工場」という)で旋盤を使用して鉄を削る作業などに従事した。
- 2) 原告X2は1931年8月2日順天市で出生し、※光※子に創氏改名した。同原告は1944年12月頃国民学校6学年在学中(当時13歳)、日本人女教師から「日本に行けば仕事をしながら金を稼げ、中学校や高等学校にも行くことができるし、先に勤労挺身隊に行っているお姉さんと会って一緒に暮らすこともできる」という話を聞き、勤労挺身隊に志願した。同原告の祖父母は原告が勤労挺身隊に志願したことを知って行かせまいとしたが、邑事務所から人が来て同原告を連れて行った。同原告は1945年3月頃韓半島を発ち、1945年10月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用して鉄を削り航空機部品を製造する作業に従事した。
- 3) 原告X3は1931年10月1日羅州市で出生し、※本※子に創氏改名した。同原告は1945年2月頃大正国民学校6学年在学中(当時13歳)、担任教師と日本から来た男性から「日本に行って働けば女学校に進学し大学にまで行くことができ、金も稼げて貧乏な生活から抜け出すことができる」という話を聞き、勤労挺身隊に志願した。同原告の父母は同原告が勤労挺身隊に志願することに反対したが、同原告に勤労挺身隊志願を勧誘し

た日本人男性は、行かなければ父親を代わりに連れて行くと言った。そこで同原告は父母の承諾があったと嘘をつき、父親の印鑑を無断で持ち出し勤労挺身隊に志願した。同原告は1945年3月頃韓半島を発ち、1945年10月頃帰国するまで本件工場で旋盤を使用して鉄を削る作業などに従事した。

- 4) 亡X4 は1932年3月22日仁川市で出生し、※本※※に創氏改名した。同亡人は1945年1月頃仁川ヨンファ国民学校5学年在学中（当時12歳）、他の女学生数人と共に呼ばれ、韓国人女教師から「日本に働きに行け」という話を聞いた。同教師は女学生たちが誰もこれに応じないと籤を引かせ、同亡人を含む籤に当たった女学生に日本に行くことを強く要求し、同亡人の父母がこれに反対して学校に抗議したが、学校は抗議を受け容れなかった。そこで同亡人は1945年3月頃韓半島を発ち、1945年10月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用して鉄を削る作業などに従事した。
- 5) 原告X5 は1931年4月1日慶州市で出生し、※川※子に創氏改名した。同原告は1944年頃国民学校在学中（当時13歳）、担任教師から「被告工場に行けば勉強もできて、生け花も教えてくれる」という話を聞き、勤労挺身隊に志願した。同原告は1944年5月頃韓半島を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用して金属部品を製造する作業に従事した。
- 6) 原告X6 は1930年8月23日馬山市で出生し、※本※子に創氏改名した。同原告は1944年頃成湖国民学校6学年在学中（当時13歳）、学校の体育館で男女約200名が集まり工場で作業し女性たちが生け花をする様子の映像を見せられた。同原告はその後日本人担任教師と学校長及び被告の男性職員2名から「被告工場に行けば女学校で勉強することができ、金も稼げる。生け花を習うことができる」という話を聞いた。そこで同原告は勤労挺身隊に志願しようとしたが、学校長はこれに反対する父母に「安全に連れて行き、安全に連れ帰るから安心して任せてくれ」と言っただけで説得した。同原告は1944年6月頃韓半島を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用して鉄棒に穴をあけ切断し航空機ベアリングを製造する作業に従事した。
- 7) 原告X7 は1931年11月20日順天市で出生し、※松※※に創氏改名した。同原告は1945年頃住岩面国民学校を卒業する直前に（当時13歳）、日本人担任教師から「卒業後は本件工場に行き仕事をするにしろ」と命令調の話を聞き、これを拒絶できず勤労挺身隊に志願した。同原告は1945年3月頃韓半島を発ち、1945年秋頃に帰国するまで本

件工場で旋盤を使用して船と航空機の部品を製造する作業などに従事した。

- 8) 原告X8 は1932年1月10日ソウル市で出生し、※村※※に創氏改名した。同原告は1944年頃奨忠国民学校高等科1学年に在学中(当時12歳)、韓国人担任教師と学校長から「日本に行って帰国すれば高等科を卒業したのと同じ待遇をして上級学校に行けるようにしてやる。ボタンをつける簡単な作業だけして、勉強をすることができる。詩や生け花も教えてくれる」という話を聞いて勤労挺身隊に志願した。同原告の父母は同原告が勤労挺身隊に志願することに反対したが、学校長は勤労挺身隊に行くことを強く勧めた。同原告は1944年7月頃韓半島を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場でグラインダーを使用して航空機の部品を削る作業などに従事した。
- 9) 原告X9は1932年1月5日群山市で出生し、※田※子に創氏改名した。同原告は1944年9月頃、群山公立昭和尋常小学校高等科1学年に在学中(当時12歳)、日本人教師から「勤労挺身隊に行けば金を稼いで勉強もできる。生け花も習える」という話を聞いた。同原告と同年配の女学生たちがおいしい食事を食べ、生け花等を習い、本を読んで勉強する様子を写した映像を見て、勤労挺身隊に志願することにした。同原告の父母は同原告が勤労挺身隊に志願することに強力に反対したが、学校長はもう志願書類に書面したのだから行かねばならないと言った。同原告は1945年2月頃韓半島を発ち、1945年10月頃に帰国するまで本件工場ではベアリングの車輪の内側をサンドペーパーで磨く作業などに従事した。
- 10) 原告X10 は1930年5月14日馬山市で出生し、※田※子に創氏改名した。同原告がソノオ国民学校6学年に在学中であった(当時13歳)1944年2月頃、被告の職員2名が6学年の女学生たちを講堂に集め、女性が旋盤を使って仕事をしている様子や生け花をする様子を写した映像を見せた。彼らは、「被告の工場に行けば金を稼ぎながら勉強もすることができ、技術もある。生け花を習うこともできる。」と話して勤労挺身隊に志願することを勧めた。同原告は勤労挺身隊に志願し、1944年4月頃韓国を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場ではベアリングの内輪と外輪を合わせる作業などに従事した。
- 11) 原告X11 は1931年2月2日全州市で出生し、※山※※に創氏改名した。同原告は1944年12月頃海星尋常小学校6学年に在学していたが(当時13歳)、被告の男性職員2名が学校長と一緒に来て、「被告の工場に行けば金も稼げて勉強もできる。食事も十分に食べられる。日本に行けば何でも学ぶことができ、立派な人になる。仕事は飛行機部品を作るこ

とで、簡単な作業だ」と話して勤労挺身隊に志願するように勧め、その後担任教師も勤労挺身隊に志願するように勧めた。そこで同原告は勤労挺身隊に志願し、1945年2月頃韓国を発ち、1945年10月頃に帰国するまで本件工場で機械でベアリングを研磨する作業などに従事した。

- 12) 亡X12(朴※※から改名した)は1930年4月23日晋州市で出生し、※唐※※(改名前:※木※※)に創氏改名した。同亡人は1944年頃吉野国民学校5学年に在学していたが(当時13歳)、女性日本人担任教師は授業時間中に女学生が工場で仕事をしている映像を見せ、「日本に行けば勉強をして中学、高校に行くことができる。工場の設備と待遇が良く、生け花、舞踊、裁縫なども教えてくれる。どうせ皆行くことになっているから最初に行くのが有利だ」と話して勤労挺身隊に志願することを勧めた。そこで同亡人は勤労挺身隊に志願し、1944年6月頃韓半島を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場でタレットという機械を利用して鉄棒を切る作業などに従事した。
- 13) 亡X13は1926年3月8日¹に出生し、※川※※に創氏改名した。韓国人区庁長は1944年6月頃(当時18歳)、同亡人に日本の女学生が仕事をしたり生け花をしている写真を見せ「日本に行けばこんな所で仕事ができ金も稼げる。生け花と裁縫を教えてくれる」という話をした。そこで同亡人は勤労挺身隊に志願し、1944年6月頃韓半島を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用して鉄棒に穴を開け航空機部品を製造する作業などに従事した。
- 14) 亡Aは1931年12月5日大邱市で出生し、※井※※に創氏改名した。同亡人は大邱達城国民学校を卒業した1944年3月頃(当時12歳)、日本人担任教師と男性2名から「勤労挺身隊に志願すれば中学の勉強を教えてくれて、生け花や裁縫など女性が知っておくとよいことは全部教えてくれる。朝鮮女性は皆行くことになるから、どうせ行くなら早くいく方がいい。」という話を聞いた。そこで同亡人は勤労挺身隊に志願し、1944年3月頃韓半島を発ち、1945年7月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用してドリルを製造する作業などに従事した。
- 15) 亡Bは1932年3月13日忠北清州郡で出生し、1945年頃キョヒョン小学校6学年に在学中(当時12歳)、日本人担任教師から「被告の工場に仕事に行けばよい待遇を受けることができるから勤労挺身隊に志願しろ」と勧められた。同亡人の父母はこれに反対したが、担任教師が3

¹ 上記原告の厚生年金保険記録に記載された生年月日は1926年2月3日であるが、これは誤記であるとみられる。

回も家を訪問して勧誘した。そこで同亡人は勤労挺身隊に志願し、1945年3月頃韓半島を發ち、1945年10月に帰国するまで本件工場でサンドペーパーで鉄を磨き航空機部品を作る作業など従事した。

- 16) 亡Cは1930年5月15日木浦市で出生し、※田※※に創氏改名した。同亡人は1945年頃瑞石国民学校に在学中（当時14歳）、日本人教師が同亡人の家を訪問し、同人に「勉強をして金をたくさん稼げる」と言って勤労挺身隊に志願することを勧めた。そこで同亡人は勤労挺身隊に志願、1945年1月頃韓半島を發ち、1945年10月頃に帰国するまで本件工場で旋盤を使用して鉄棒を作る作業などに従事した。

エ 亡Dの強制徴用

- 1) 亡Dは1922年1月3日平安南道で出生し、※本※※に創氏改名した。
2) 同亡人は1944年秋頃面長から徴用令書を受け、徴用された他の人々と共に責任者だという日本人の統率下に本件工場に行った。同亡人は1945年11月頃韓半島に帰国するまで本件工場で食堂清掃、貨物運搬、調理補助等の業務に従事した。

オ 原告らの日本での勤労及び生活環境等

- 1) 原告らは大部分、本件工場に到着後1ヶ月乃至2ヶ月ほど軍隊式訓練を受けた後、日曜日を除いては毎日10～12時間ほど本件工場内の各自の作業場で上記のような労働をせねばならず、一日の作業を終えると被告が設けた寄宿舎に帰って食事をとり就寝した。原告らが担当した仕事は主に旋盤のような大きな機械を利用して鉄を削り又は切断する危険な作業であり（当時幼い年齢であった原告らは背が低いため踏み台に登って機械を操作しなければならなかった）、作業中に負傷をすることもたびたびあった。しかし原告らは負傷しても適切な治療を受けることができず、完治する前に作業に再び投入され、一日の割り当てられた作業量が達成できないと叱責を受けたりした。
- 2) 原告らは狭い寄宿舎の部屋で数人が共に生活したが（1人当たり畳1枚程度の空間だけが与えられた）、寄宿舎には暖房施設がないばかりか寝具も不足したり貧弱であったりして冬には寒さに苦しめられ凍傷になることもあった。本件工場には食堂と売店があったが、1945年頃には物資が不足して食料事情も悪化した。終戦が近づくころには原告ら本件工場で勤務する人々に食事として三角パンが配給され、中には空腹を水でしのぐ人がいるほどであり、1944年と1945年頃から本件工場で働くことになった原告らにとっては本件工場で働いた期間中常に空腹に耐えねばならなかった。寄宿舎の周囲には鉄条網が張られ、入口には監視員がおり、自由な外出は原則的に禁止され、韓半島にいる家族たちと書信を交換する

場合、被告の職員らがその内容を検閲した。

- 3) 1945年頃から富山県に対する空襲が激しくなり、深夜に待避することもあり、原告らは深刻な恐怖と不安を感じ、負傷することもあった。
- 4) 原告らは被告から本件工場で勤労した期間の賃金を受け取ることができず、亡D以外の原告らは勤労挺身隊員として志願したときに聞いた話とは異なり学校教育を受けたり生け花や裁縫などを習うこともできなかった。

カ 太平洋戦争の終戦と原告らの帰国後の状況

- 1) 被告は1945年3月頃日本軍需省の命令により平壤の近くの沙里院に工場を建設することになり、同年7月、韓半島から来た勤労挺身隊員を沙里院に派遣することにした。そのため一部の原告らは1945年7月頃に自宅待機の指示を受けて韓半島に帰国した。1945年8月15日、日本の降伏によって太平洋戦争が終わり、日本に残っていたその余の原告らも1945年10月頃に韓半島に帰国した。
- 2) 一方、日本は1938年頃から1945年頃にかけて多数の韓半島の女性たちを軍慰安婦として募集し、女子挺身隊、慰問団、奉仕隊などの名前を使用した。このために一時我が国の社会において軍慰安婦と女子勤労挺身隊の区別が明確でなくなり、勤労挺身隊も軍慰安婦と誤認されることもあった。このため勤労挺身隊員に志願した原告らは帰国後最近まで家族や周囲の人々に勤労挺身隊員として日本に行ってきた事実を語るができず、一部の原告らは勤労挺身隊員として志願したことを知った配偶者から暴言と暴行を受けたり、甚だしくは離婚されたりもした。

キ 太平洋戦争終戦以後の状況

- 1) サンフランシスコ条約の締結
 - ア) 太平洋戦争の終了後、米国、英国などを含む連合国と日本は1951年9月8日、米国サンフランシスコ市で戦後賠償問題を解決するためサンフランシスコ条約を締結した。
 - イ) 上記条約第4条(a)は「大韓民国を含む上記条約第2条に掲げる地域にある日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別取極の主題とする」と定めた。
- 2) 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結
 - ア) 大韓民国政府と日本政府は1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と「大韓民国と日本国

間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）を締結した。

- イ) 請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利および利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。
- 2 本条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く）に影響を及ぼすものではない。
 - （a）一方の締約国の国民で1945年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
 - （b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの
- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

ウ) 請求権協定に関する合意議事録（I）は、上記第2条に関して次のように定めている。

- （a）「財産、権利および利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。
- （e）同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。
- （g）同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

エ) 上記合意議事録に摘示された対日請求8項目には次の項目が含まれていた。

(5) 韓国法人または韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求

ウ 被徴用韓国人未収金

エ 戦争による被徴用者の被害に対する補償

オ 韓国人の対日本人又は法人請求

(6) 韓国人（自然人・法人）の日本政府又は日本人に対する個別的権利行使に関する項目

3) 請求権協定にともなう後続措置

ア) 請求権協定の締結にともない日本は1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号、以下「財産権措置法」という）を制定・施行した。その主な内容は「大韓民国又はその国民の日本国またはその国民に対する債権または担保権で協定第2条の財産、利益に該当するものは1965年6月22日に消滅したものとする」というものである。

イ) 一方大韓民国は1966年2月19日、「請求権資金の運用及び管理に関する法律」、1971年1月19日には「対日民間請求権申告に関する法律」、1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」を各々制定した。大韓民国は上記各法律により申請を受けた国民の対日請求権109,540件のうち83,519件に対し合計9,187,693,000ウォンの補償金を支給し、上記の各法律は1982年12月31日に全て廃止された。ところで前記の各法律は強制徴用被害者のうち1945年8月15日以前に死亡した者に対する補償のみを規定したに過ぎなかった。そのため原告らは現在までいかなる補償も受けることができなかった。

ク 民官共同委員会の開催

1) 大韓民国政府は強制徴用者中の一部が外交通商部長官に対して請求権協定に関する文書の公開を拒否した処分を求めた訴訟（ソウル行政法院2002年2月13日宣告2002子합33943判決）の結果にしたがい2005年1月頃、請求権協定に関する一部文書を公開した。

2) その後構成された「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」（以下「民官共同委員会」という）では2005年8月26日、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づいて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国

家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」との趣旨の意見を表明した

ケ 日本における訴訟経過

- 1) 原告らを始めとする本件工場で労働に従事した勤労挺身隊員の一部は2003年4月頃、日本国富山地方裁判所に被告と日本国を相手に、勤労挺身隊員らと徴用工に対し強制連行を通じた強制動員がなされたことを理由として被告と日本国に共同不法行為または国際法違反または債務不履行(安全配慮義務違反)による損害賠償金の支払いと謝罪広告の掲載を求める訴訟を提起した。
- 2) 富山地方裁判所は2007年9月19日、同事件の原告らの請求をすべて棄却する判決を宣告した。同事件の原告らは同判決に対し日本名古屋高等裁判所金沢支部に控訴したが、同裁判所は2010年3月8日、控訴を棄却する判決を宣告し、同事件の原告が更に日本国最高裁判所に上告したが、同裁判所は2011年10月24日、上告を不受理、棄却した(以下上記のような日本での訴訟を「本件日本訴訟」と言い、その判決を「本件日本判決」と言う)。

コ 一部原告らの死亡

- 1) 亡X4は本件訴訟が当審に係属中であった2018年6月1日に死亡した。同亡人の娘X30と2015年7月7日に死亡した亡人の息子Kの娘X31が相続人または代襲相続人として同亡人の訴訟手続を受継した。
- 2) 亡X12は本件訴訟が当審に係属中であった2018年1月9日に死亡した。同亡人の相続人である子らのX32、X33、X34が同亡人の訴訟手続を受継した。
- 3) 亡X13は本件訴訟が当審に係属中であった2018年2月20日に死亡した。同亡人の相続人である子らのX35、X36、X37、X38、X39が同亡人の訴訟手続を受継した。
- 4) 亡Aは2012年1月19日死亡し、死亡当時相続人として息子である原告X14がいた。
- 5) 亡Bは本件日本訴訟が第1審裁判所に係属中であった2004年12月5日に死亡し、死亡当時相続人として配偶者である原告X15と子らである原告X16、X17、X19および亡X18がいた。一方亡X18が本件訴訟が第1審に係属中であった2013年5月19日に死亡したことにより、その相続人として配偶者であるX28と息子であるX29が亡X18の訴訟手続を受継した。

- 6) 亡Cは本件日本訴訟控訴審が係属中であった2009年4月11日に死亡し、死亡当時相続人として子らである原告X20、X21、X22、X23、X24、X25、X26がいた。
- 7) 亡Dは本件日本訴訟控訴審が係属中であった2008年11月21日に死亡し、死亡当時相続人として配偶者のEと子らであるF、G、H、I、J及び原告X27がいた。

2 本案前の抗弁に関する判断

ア 被告の抗弁の要旨

日本の裁判所が本件に対して国際裁判管轄を有しており、本件は大韓民国と実質的関連性がないから、本件訴訟は裁判管轄権がない大韓民国裁判所に提起されたことになり不適法である。

イ 判断

被告が日本法により設立された日本法人としてその主たる事務所を日本国内に置いてはいるが、次のような諸事情を総合すると大韓民国は本件の当事者および紛争となった事案と実質的関連性があり、大韓民国裁判所は本件について裁判管轄権を有すると判断されるから(大法院1992年7月28日宣告91다41897判決、大法院2005年1月27日宣告2002다59788判決など参照)上記主張は受け容れることができない。

- 1) 本件請求は被告が日本国と共に原告らを不法に連行し労務動員した一連の行為が不法行為に該当することを理由として損害賠償を求めるものであるところ、大韓民国は上記のような一連の不法行為中の一部が行われた不法行為地である。
- 2) 原告らは大韓民国の民法により被告の不法行為責任を追及している。
- 3) 原告らが本件で主張する事実を裏付ける日本国内の物的証拠はほとんど滅失した反面、被害者である原告らのうち生存者が全て大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況などと密接な関係がある。

3 本案に関する判断

ア 被告の損害賠償責任

1) 請求原因に対する判断

ア) 準拠法の決定

原告らに対する被告の損害賠償請求権の発生の有無を判断する基準になる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範(以下、「抵触規範」とい

う)により決定すべきである。原告らと被告の間にその法律関係が発生した時点は旧涉外私法(1962年1月15日法律第996号として制定されたもの)が施行された1962年1月15日以前から以後にまたがっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は大韓民国制憲憲法附則第100条により大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」(1898年6月21日法律第10号)である。原告らの請求権が成立した時点において適用される上記「法例」によれば、不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地(日本)の法律による(第11条)。本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているため、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になる。ところで、本件において原告らは明らかに大韓民国法を準拠法として被告の不法行為責任を追究しており、被告の不法行為による損害賠償請求権が成立したか否かは大韓民国法を準拠法として判断することにする。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法(依用民法)」ではなく「現行民法」である。

4) 被告の慰謝料支払義務

前記の各証拠により認められる次のような事実を総合すれば、原告らに対する被告の次のような行為は日本政府の韓半島と韓国人に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為に該当する。このような被告の不法行為により原告らが甚だしい精神的苦痛を受けたことは経験則上明白であるから、被告は原告らが被った精神的苦痛を金銭的にはあれ、賠償する義務がある。

- (1) 日本国政府は中日戦争と太平洋戦争など不法な侵略戦争の遂行過程で軍需産業体等に必要な労働力を確保するために長期的な計画を立て、組織的に労働力を動員し、被告は日本政府の労働力動員政策に便乗して労働力を拡充した。
- (2) 当時被告と日本政府は勤労挺身隊に志願した女学生に教育の機会を提供したり、生け花、習字、裁縫等の特技教育を支援する余裕がない状況であった。日本政府と被告は亡Dを除く原告らが通っていた学校の校長や担任教師等、幼い原告らが信じて従うであろう年長者を動員したり、被告の職員を派遣して、欺罔、懐柔、脅迫等の手段を動員して上記原告らを勤労挺身隊に志願させ、徴用令状を受けた亡Dを日本に連行した。
- (3) 前記のように亡Dを除く原告らは当時幼い女性であったにもかかわらず

らず、生命や身体に危害が及ぶ可能性がきわめて高い劣悪な環境で危険な労働に従事し、給与を全く支給されなかった。原告らは劣悪な寄宿舎などで生活し、外出が制限され、常時監視を受けるなど自由を抑圧された。

2) 被告の主張に対する判断

ア) 本件日本判決の既判力に反するという主張について

(1) 主張の要旨

本件日本判決は大韓国民民事訴訟法第217号に定める外国判決の承認要件をすべて具備し、大韓民国においても効力があるから、本件訴訟は本件日本判決の既判力に抵触する。

(2) 判断

前掲各証拠により認められる次のような事情を総合すれば、本件日本判決をそのまま承認することは大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反すると判断されるから、わが国で本件日本判決を承認しその効力を認める事はできない（大法院2012年5月24日宣告2009年다22549判決、大法院2018年10月30日宣告2013年다61381判決等参照）。上記主張は受け容れられない。

(ア) 日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点において不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、世界平和主義と大韓民国臨時政府の法統と4・19民主理念の継承等を規定する大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。

(イ) 本件日本判決は韓半島を日本領土の構成部分とみなし、上記日本事件に適用される準拠法を国際私法的観点から決定せず、初めから日本法を適用した。

(ウ) 本件日本事件のうち控訴審の裁判所は被告の不法行為と安全配慮義務違反の事実自体は認定した。

しかし、同裁判所は日本の韓半島および韓国人に対する植民支配が合法的という規範的認識下に日帝強制占領期の国家総動員法、国民徴用令、女子挺身勤労令が韓半島と原告らにそのまま適用されることを前提に、当時施行されていた明治憲法と関連法令に基づいて被告の不法行為責任などを判断しているに過ぎない。

(エ) 日本が引き起こした中日戦争と太平洋戦争が国際法的に容認され得ない侵略戦争であったことについては国際社会が認識を共有しており、このような侵略戦争及びこれを遂行する行為の正当性を否認するのは世界文明国家の共通の価値である。このような事情を勘案

しても、日本の韓半島及び韓国人に対する植民支配が合法的であるという判決理由が含まれる本件日本判決をそのまま承認することは、それ自体として大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反する。

4) 請求権協定により原告らの請求権が消滅したとの主張について

(1)主張の要旨

被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権は1965年6月22日に大韓民国と日本の間で締結された請求権協定の対象に含まれているから、請求権協定の締結により原告らの被告に対する請求権はすでに消滅した。

(2)判断

前掲の各証拠と甲33乃至49号証、乙3乃至23、49乃至52号証の各記載及び弁論の全趣旨により認められる次のような諸事情を総合すれば、原告らが主張する被告に対する損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれるということとはできないから（大法院2018年10月30日宣告2013年다61381全員合議体判決参照）、上記主張も受け入れることができない。

(ア)原告らは被告に対して未払賃金や補償金を請求しているのではなく、日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提に慰謝料を請求している。

(イ)請求権協定の締結経過とその前後の事情によれば、請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための協商ではなく、基本的にサンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意により解決するためのものであると判断される。

(ウ)請求権協定第1条により日本国政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的な対価関係があるといえるのかも明らかではない。

(エ)請求権協定の交渉過程で日本国政府は植民地支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかった。このような状況で日本の強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは言いがたい。

(オ)被告が当審で追加提出した各証拠も強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれないという判断を妨げるものとは言えない。

い。

リ) 除斥期間経過の主張について

(1)主張の要旨

本件訴訟は原告らが主張する行為があった時から20年以上が経過した後提起されたから、原告らの主張する損害賠償請求権は除斥期間が経過した。

(2)判断

原告らの不法行為による損害賠償請求権の消滅についての準拠法もやはり大韓民国法である。不法行為による損害賠償請求権については現行民法に消滅時効のみが規定されているから、日本法が準拠法であることを前提に除斥期間が経過したという被告の主張はさらに検討するまでもなく受け容れられない。

エ) 時効消滅の主張について

(1)主張の要旨

原告らの損害賠償請求権はすでに時効が完成して消滅し、原告らには客観的に権利を行使できない障害事由も存在しないから、被告の消滅時効完成の主張は権利濫用に該当しない。たとえ被告の消滅時効完成の主張が権利濫用に該当するとしても、原告らが権利行使の客観的障害事由が解消された日から信義則上相当な期間内に権利を行使しなかったので、原告の請求は排斥されるべきである。

(2)判断

(ア)前記のように原告らに対する被告の不法行為及びそれによる損害の発生は原告らが最終的に帰国した1945年10月頃以前に発生したと言えるところ、原告らは本件訴訟を1945年10月頃及び現行民法の施行日である1960年1月1日から10年を経過した後である2013年2月14日に提起した。

(イ)しかし前掲各証拠により認められる次のような各事情を総合すれば、原告らが本件訴訟を提起した頃まで原告らには客観的に権利を事実上行使できない障害事由があり、その障害事由が解消されたときから相当な期間内に権利を行使したと判断されるから、上記主張もまた受け入れることができない。

①1965年6月22日までは大韓民国と日本との国交が断絶しており、原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかった。

②1965年韓日間の国交が正常化したのが、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況で、請求権協定により大韓民国国

民の日本国または日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的であった。

- ③日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本の国内的に消滅させる措置をとり、本件日本訴訟でも請求権協定と財産権措置法が原告らの請求を棄却する根拠として明示された。
- ④一方で原告らのように強制動員された被害者らが日本で訴訟を提起し始めたのに従い、その個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が徐々に浮き彫りになった。
- ⑤前記のように民官共同委員会は2005年8月26日、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものということはできないと表明した。

しかし民官共同委員会も上記のような見解を表明しながら強制動員ないし勤労挺身隊被害者らの個々人の日本の軍需企業に対する不法行為を原因とする損害賠償請求権が請求権協定の範囲に含まれるかについては具体的に判断しなかった。その後にも大韓民国外交通信部は請求権協定を通じて日本から無償で受領した3億ドルに強制動員被害者の供託金が含まれているなどの意見を提示したこともあった。したがって民官共同委員会の上記見解表明により原告らの権利行使障害事由が解消されたとは言えない。

- ⑥大法院は2012年5月24日、2009다22549号、2009다6820判決を通じて請求権協定で原告らのような強制労働被害者の損害賠償請求権が消滅しなかったと判示した。

しかし、上記各判決は差戻判決であり、強制動員被害者の日本企業に対する損害賠償請求権が直ちに確定したものではなく、原告らは上記判決の当事者でもなかった。原告らのような強制労働被害者の損害賠償請求権が請求権協定の適用範囲に含まれるか否かに関して依然として国内外で議論になっている。大法院が2018年10月30日に2013年다61381全員合議体判決を宣告したことにより「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれない」という法理が最終的に確認され

た。このような諸事情を総合すれば、大法院2009다22549判決と2009다6820判決が宣告されることによって原告らのような強制動員被害者らが客観的に権利を事実上行使することができなかった障害事由が解消されたとしても、原告らのような強制動員被害者らの場合、障害事由が解消された時から権利行使に必要な相当期間は時効停止に準ずる期間より延長し3年と認めるのが妥当である（大法院2013年5月16日宣告2012다202819全員合議体判決等参照）。原告らが上記大法院2009다22549、2009다6820判決宣告日である2012年5月24日から3年以内に本件訴訟を提起した以上、原告らとしてはその障害事由が解消された時から相当な期間内に権利を行使したとみるのが妥当である。

⑦前記のように原告らが2003年4月頃日本国と被告に対して本件日本訴訟を提起した。

しかし、日本の裁判所は請求権協定により大韓民国国民の日本国又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであると理解されてきた従前の見解をそのまま維持した。原告らが本件日本訴訟を提起した事情だけでは原告らにその権利を事実上行使できない障害事由が消滅したと解することはできない。

⑧本件不法行為は日本国政府の韓半島に対する不法な植民地支配と侵略戦争の遂行過程に積極的に便乗した反人道的な行為であり、被告は実に70年近くを過ぎた現在まで責任を否定し回避している。このような被告が消滅時効の完成を主張して原告らに対する不法行為による損害賠償債務の履行を拒絶することは消滅時効制度の趣旨にも合致しないだけでなく信義誠実の原則にも反する権利濫用として許されない（大法院2011年6月30日宣告2009다72599判決等参照）。

イ 損害賠償責任の範囲

1) 慰謝料の金額

ア) 前記のような加害行為の不法性の程度と被告の加担程度、原告らの年齢及び強制労働に従事した期間、労働の強度、勤労環境と自由抑圧の程度、賃金未払など被害の程度、被害回復がなされていない状況、原告らが帰国後に体験した社会的、経済的困難、下記のように弁論終結日を基準として遅延損害金を加算する点など本件弁論に現れた諸般の事情などを総合的に考慮して慰謝料を算定する。

イ) 本件弁論終結日を基準として、原告X1、X2、X3、X7、X9、X11、

亡X4、B、C、Dに対する慰謝料は各80,000,000ウォン、原告X5、X6、X8、X10、亡X12、X13、Aに対する慰謝料は各100,000,000ウォンと定める。

2) 相続関係

前記のように一部原告らが死亡したことにより、その相続人らが亡人らを相続し、上記原告らの個別相続分と上記原告らが相続した慰謝料の金額は別紙原告別請求金額及び認容金額表の相続分欄と認容金額欄の各該当欄記載の通りである。

3) 遅延損害金の起算日

本件の場合、不法行為終了日である1945年頃から本件第1審弁論終結日である2014年8月28日までの間に68年以上が経過し、通貨価値などに相当な変動が生じた。前記のように、そのような変動が生じた事情まで参酌して本件第1審弁論終結時を基準として慰謝料の金額を決定したのであるから、本件第1審弁論終結日以後の期間に対してのみ遅延損害金が発生する。したがって、一部の原告らが上記の各慰謝料相当額に対し本件訴状副本送達の翌日から本件1審弁論終結日の前日である2014年8月27日までの遅延損害金の支払を求める部分は理由がない。

4) 最終認容金額

したがって被告は原告らに対し別紙原告別請求金額及び認容金額表の認容金額欄記載の各該当金額及びこれに対する本件1審弁論終結日である2014年8月28日から本件1審判決宣告日である2014年10月30日までは民法所定の年5%、その翌日から支払済みまでは訴訟促進等に関する特例法所定の年20%の各割合による遅延損害金を支払う義務がある。

4 結論

そうであれば、原告X30、X31、X32、X33、X34、X35、X36、X37、X38、X39の各請求は理由があり認容すべきであり、その余の原告らの各請求は上記認定範囲内で理由があるので認容し、その余の請求は理由がないので棄却すべきである。

第1審判決はこれと結論を同じくして正当であるから、被告の原告らに対する控訴をすべて棄却する。

裁判長判事イム・ソングン
判事キム・クニョン
判事パク・ヒョソン

原告別請求金額及び認容金額表

順番	原告		被害者	請求金額 (ウオン)	被害者本人 の慰謝料	相続分	認容金額 (ウオン)
1	X1		本人	100,000,000	80,000,000		80,000,000
2	X2		本人	100,000,000	80,000,000		80,000,000
3	X3		本人	100,000,000	80,000,000		80,000,000
4	亡X4の 訴訟受継人	X30	亡X4	100,000,000	80,000,000	1/2	40,000,000
		X31				1/2	40,000,000
5	X5		本人	100,000,000	100,000,000		100,000,000
6	X6		本人	100,000,000	100,000,000		100,000,000
7	X7		本人	100,000,000	80,000,000		80,000,000
8	X8		本人	100,000,000	100,000,000		100,000,000
9	X9		本人	100,000,000	80,000,000		80,000,000
10	X10		本人	100,000,000	100,000,000		100,000,000
11	X11		本人	100,000,000	80,000,000		80,000,000
12	亡X12の 訴訟受継人	X32	亡X12	100000000	100000000	1/3	33,333,333
		X33				1/3	33,333,333
		X34				1/3	33,333,333
13	亡X13の 訴訟受継人	X35	亡X13	100000000	100000000	1/5	20,000,000
		X36				1/5	20,000,000
		X37				1/5	20,000,000
		X38				1/5	20,000,000
		X39				1/5	20,000,000
14	X14		亡A	100,000,000	100,000,000	1	100,000,000
15	X15		亡B	27,272,727	80,000,000	3/11	21,818,181
16	X16			18,181,818		2/11	14,545,454
17	X17			18,181,818		2/11	14,545,454
18	亡X18の 訴訟受継人	X28		10,090,089		6/55	8,727,272
		X29		7,272,727		4/55	5,818,181
19	X19			18,181,818		2/11	14,545,454
20	X20		亡C	14,285,714	80,000,000	1/7	11,428,571
21	X21			14,285,714		1/7	11,428,571
22	X22			14,285,714		1/7	11,428,571
23	X23			14,285,714		1/7	11,428,571
24	X24			14,285,714		1/7	11,428,571
25	X25			14,285,714		1/7	11,428,571
26	X26			14,285,714		1/7	11,428,571
27	X27		亡D	13,333,333	80,000,000	2/15	10,666,666